

郡山市こおりやま生きいき健康ポイント事業実施要領

平成 28 年 7 月 1 日制定

[保健福祉部保健所地域保健課]

(趣旨)

第 1 条 郡山市は、少子高齢化や健康指標の悪化がみられており、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を推進することが重要となっている。そこで、市民が自主的かつ、気軽に、無理なく、楽しく継続できる健康づくりの気運の向上が図られ、市民が一体となって健康で暮らせる地域づくりを推進できるよう、ふくしま【健】民パスポート事業実施要領に基づき、県と協同し、市民にインセンティブを付与する健康づくり事業を企画実施することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業は、郡山市（以下「市」という。）が主体となり、福島県（以下「県」という。）と協同で行うものとする。

(定義)

第 3 条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 記入台紙 市の健康づくり項目の取組みを記入する台紙
- (2) ふくしま【健】民カード 市の健康づくり項目に参加し、基準（目標）ポイントをクリアした申請者に対して発行するカードをいい（以下「健民カード」という。）、基準ポイントに応じて 5 段階のランクアップ制度がある。
健民カードの取扱いについては、県の取決めに従い、使用期限は発行日から 1 年間とする。
- (3) 協力店 健民カードの提示者にインセンティブ（割引等のサービスやプレゼント）を提供する県内の事業者等で、県が登録等の体制整備をし、福島県ホームページの掲載により市民に周知する。

(対象者)

第 4 条 郡山市に住民票がある 20 歳以上の者を対象とする。

(事業内容)

第 5 条 本事業は、毎日の健康目標や健康づくりの取組み等を記入台紙に記入することにより参加する。

- 2 対象者は第 1 項を實踐して、基準（目標）ポイントをクリアした場合、市に申請し、

市から健民カードの発行を受ける。

- 3 対象者は健民カードを協力店に提示することにより、協力店からのインセンティブを受けられることができる。

(事務)

第6条 市は、本事業の趣旨を市民に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 対象者の記入台紙のポイントを確認し、基準ポイントをクリアした場合は、申請用紙の記入、提出を受け、基準ポイントに応じた健民カードと応募ハガキを発行する。
- (2) 申請用紙を基に発行台帳を作成する。
- (3) 申請用紙の原本は、県が定める月日に、県に提出し、市は写しを保管する。

(健民カードの使用等)

第7条 健民カードの発行を受けた者は、その使用にあたり、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 協力店のインセンティブを受けるときは、健民カードを提示すること。
 - (2) 健民カードの発行を受けた者は、他人に健民カードを貸与しないこと。
- 2 既に健民カードの発行を受けた者が健民カードを紛失又は破損した場合、本人からの申出により再発行できる。

(個人情報の管理)

第9条 本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報は、次の各号に該当する場合以外に利用してはならない。

- (1) 健民カードの発行
- (2) 本事業の効果測定又は事業内容を改善するために県又は市が行うアンケート等の調査

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月11日から施行する。